

見 解 書

1. 関係住民の意見の概要及びこれに対する都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
<p>廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響について</p> <ul style="list-style-type: none">・その交通条件について、大型の廃棄物運搬車両は施設の稼働時間8時から12時と13時から17時に均等に発生するものとしているが、8時からの収集運搬業務が始まるのでその搬入は午前中に集中するのではないかと懸念される。 <p>廃棄物運搬車両の走行に伴う振動の環境影響について</p> <ul style="list-style-type: none">・環境保全措置として朝夕の交通増加時には廃棄物運搬車両の台数を抑えるように努める。としているが、収集を終えた廃棄物運搬車両はどこかに待機をして、交通増加時を避けて次期ごみ処理施設へ搬入をするのか。・8時からいっせいに各地での収集業務を開始すると、廃棄物運搬車両が次期ごみ処理施設に搬入する時間帯が重なり、振動が予測結果よりも大きくなること懸念される。	<p>アクセスルートは、北の一般県道茶屋新田堀津線から来るルートと南の市道平方南線から来るルートの2ルートを想定していますが、道路交通騒音・道路交通振動の予測値は、想定される最大負荷条件として廃棄物運搬車両最大の台数が全て片方のルートで午前、午後に均等に処理施設に入るという条件のもとに評価しています。</p> <p>また、実際の運用では騒音・振動を低減させるために、搬入ルートや搬入時間の分散に努めることとなります。</p> <p>なお、現在の条件において、特に通勤・帰宅の交通が集中すると考えられる7～8時、18～19時に廃棄物運搬車両の搬入は想定していません。</p>

2. 関係住民以外の者の意見の概要及びこれに対する都市計画決定権者の見解

意見の概要	都市計画決定権者の見解
意見なし	